舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

地方税法等の改正に伴い、令和 6 年度から導入される森林環境税に関する改正を行うとともに、軽自動車税種別割の税率改正及び大規模の修繕が行われたマンションに対する固定資産税の減額を講ずる等所要の改正を行うものです。

【主な改正項目】

- 1. 令和6年度から導入される森林環境税に伴う改正
 - 1) 改正内容(第 35 条の 3 の 2、第 38 条、第 41 条、第 44 条、第 47 条の 2、第 47 条の 6)

森林環境税(国税)を市民税均等割額に併せて徴収する。

- ※ 森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。
- 2) 施行期日 : 令和6年1月1日

2. 軽自動車税種別割の税率改正

1) 改正内容(第82条)

道路交通法の改正に基づき、三輪以上で新設車両区分の「特定小型原動機付自転車」(いわゆる電動キックボード等)に該当する場合は、ミニカー区分から除外する。(除外した結果、第82条第1号アに該当)

2) 施行期日 : 公布の日

- 3. 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額 (わがまち特例)
 - 1) 改正内容(附則第7条の2関係)

築20年以上経過している10戸以上のマンションで、過去に長寿命化工事を行っているマンションについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに2回目以上の改修工事を完了した場合、完了の翌年度の固定資産税について1/3を減額する。

※令和5年4月1日から令和6年1月1日まで…令和6年度が対象 令和6年1月2日から令和7年1月1日まで…令和7年度が対象 令和7年1月2日から令和7年3月31日まで…令和8年度が対象

2) 施行期日 : 公布の日